

障がい福祉サービス等の実績

平成 26 年 8 月

春日井市健康福祉部障がい福祉課

1 訪問系サービス

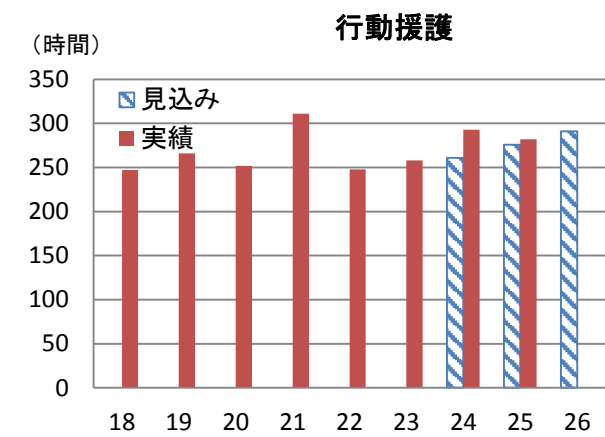
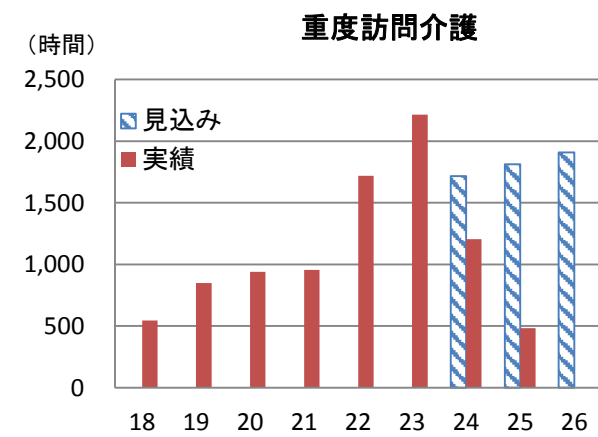
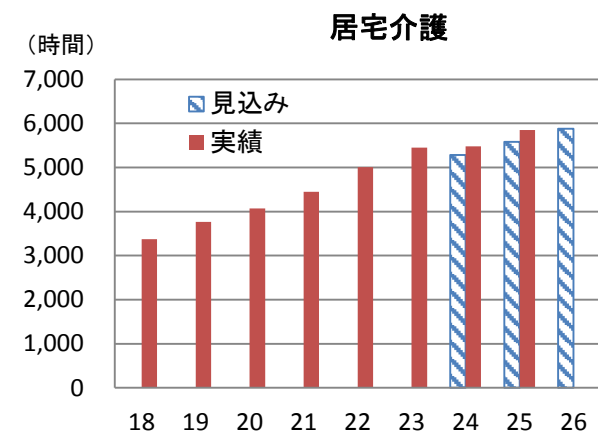
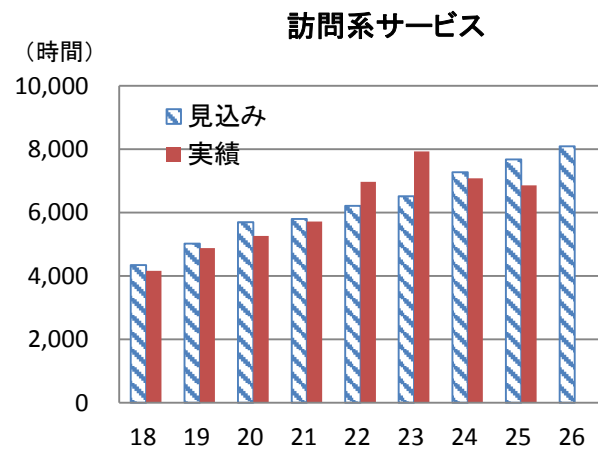
① 平成24年度・平成25年度の状況

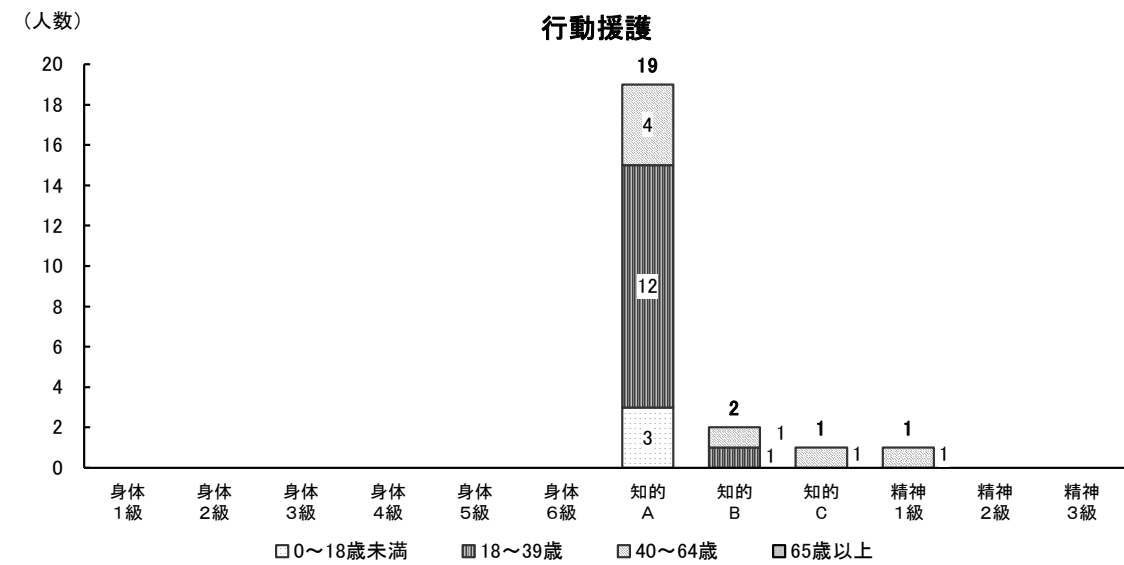
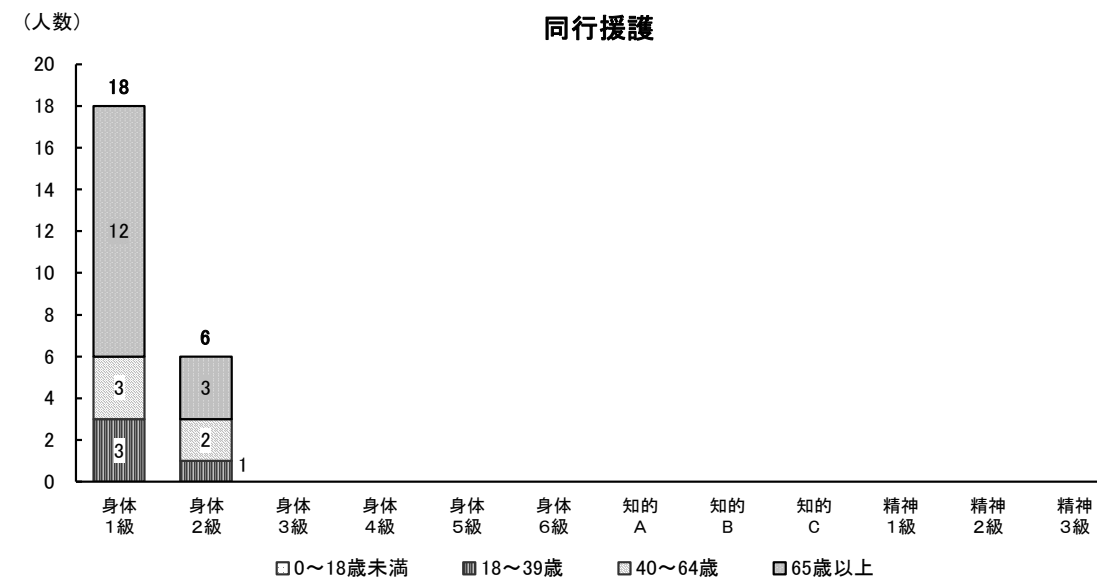
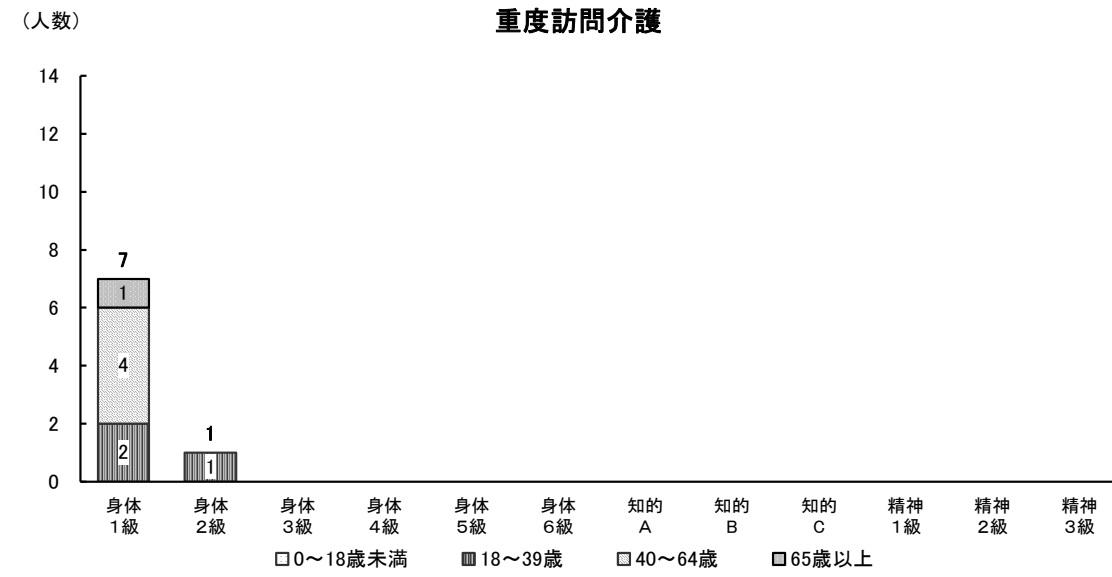
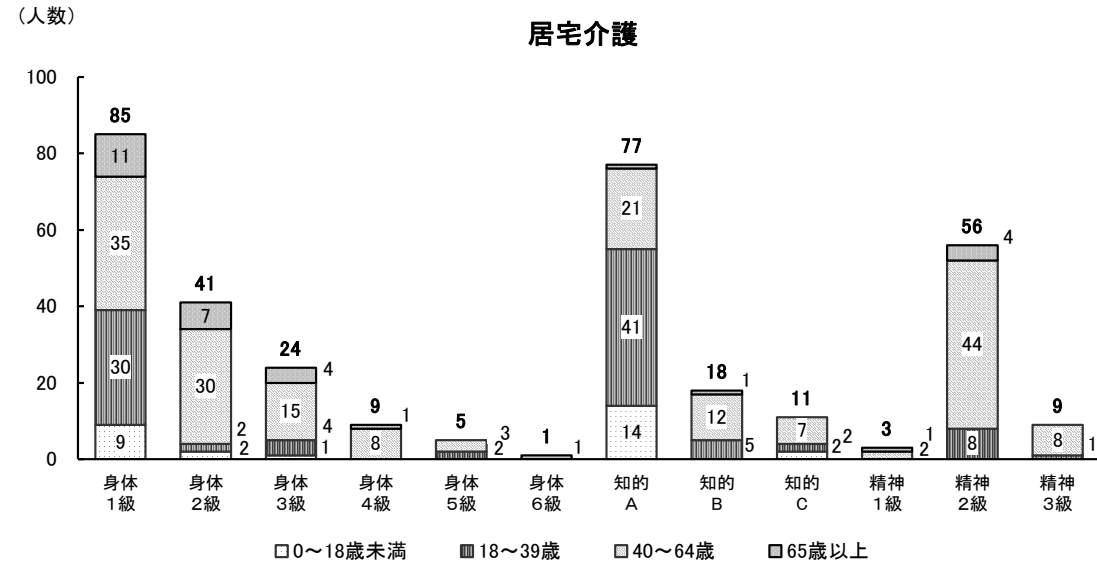
区分	説明	単位	平成24年度					平成25年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率
訪問系サービス		人	303	324	—	527	61.5	320	350	—	560	62.5
		時間	7,272	7,082	—	15,424		7,680	6,865	—	15,415	
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。	人	261	278	71	471	59.0	276	295	65	479	61.6
		時間	5,286	5,478	—	12,838		5,583	5,852	—	12,906	
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを行う。	人	13	9	70	10	90.0	14	8	65	10	80.0
		時間	1,716	1,205	—	1,544		1,812	482	—	896	
同行援護	視覚障がいにより著しく移動が困難な人が対象。外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。	人	3	14	37	15	93.3	3	25	37	41	61.0
		時間	9	106	—	337		9	249	—	900	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象。行動するときに生じ得る危険を回避するため必要な支援や、外出時の移動支援などを行う。	人	26	23	4	31	74.2	27	22	4	30	73.3
		時間	261	293	—	705		276	282	—	713	
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象。居宅介護を始めとする複数のサービスを包括的に行う。	人	0	0	0	0		0	0	0	0	
		時間	0	0	—	0		0	0	—	0	

【見込み量】 1か月あたりでそのサービスを利用する人の数とその利用時間又は延べ日数を推計により算出したもの 【実績】 その年度の3月分の利用実績

【支給決定者】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定している人数 【支給決定時間】 その年度の3月において、そのサービスの支給決定した時間数

② 実績の推移





障がい重複しているときは、それぞれで計上しています。

③ 地域自立支援協議会の意見

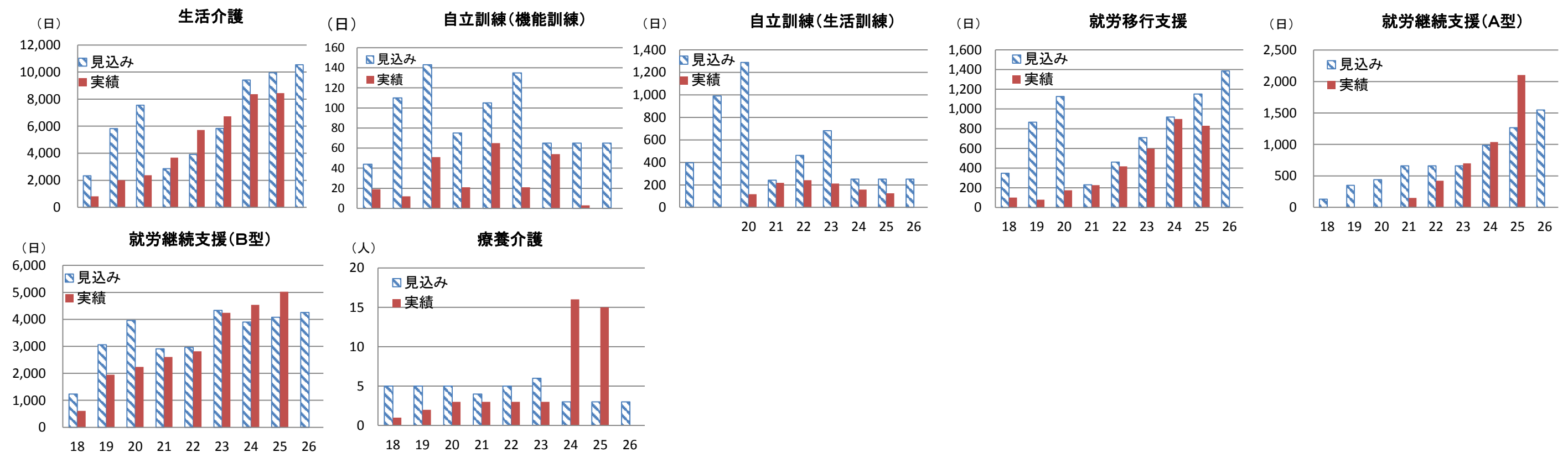
- ・居宅介護の内容（身体介護・身体介護共同実践・家事援助・家事援助育児支援・通院等介助）について、それぞれの利用状況が分かると利用者の生活課題やニーズが見えてくるようになる。
- ・行動援護の利用ニーズは高いが、専門性を有する人材の確保が難しく、サービスを提供できるような事業所が少ない。行動援護の希望者が移動支援事業を利用して外出している事例が見られる。行動援護は専門性の高い支援であり、支援の必要性が高い障がい者が地域で生活する上で重要なサービスであることから、事業所が増えていくような取り組みが必要である。
- ・重度訪問介護は、知的障がい者・精神障がい者も対象となったため、今後、利用希望者が増加する可能性がある。

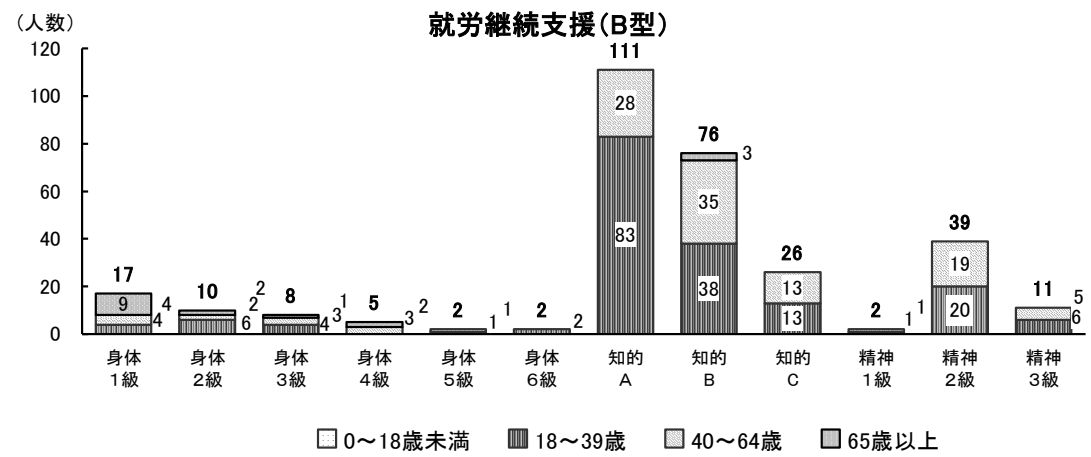
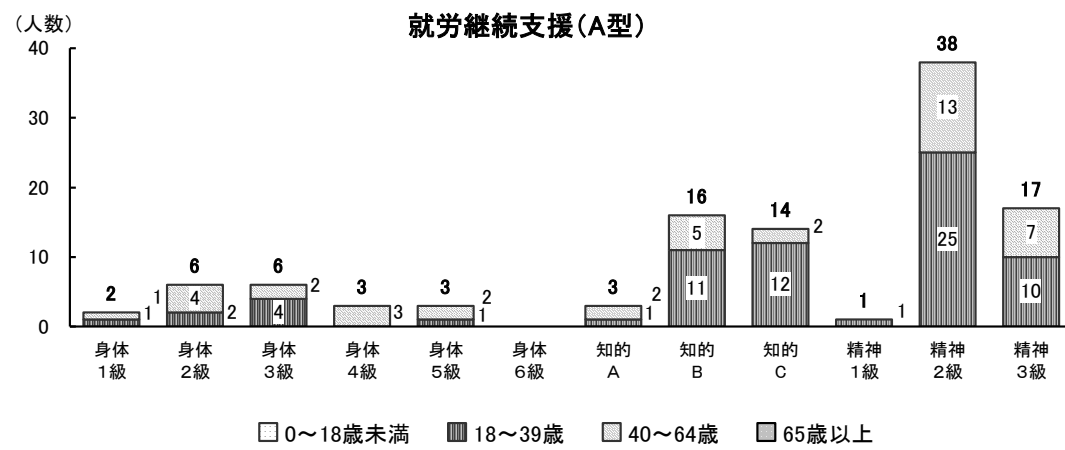
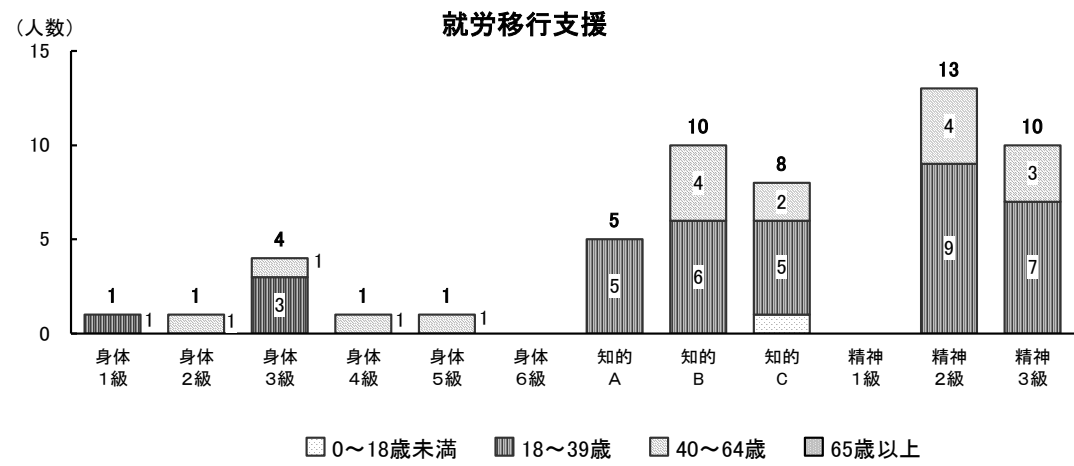
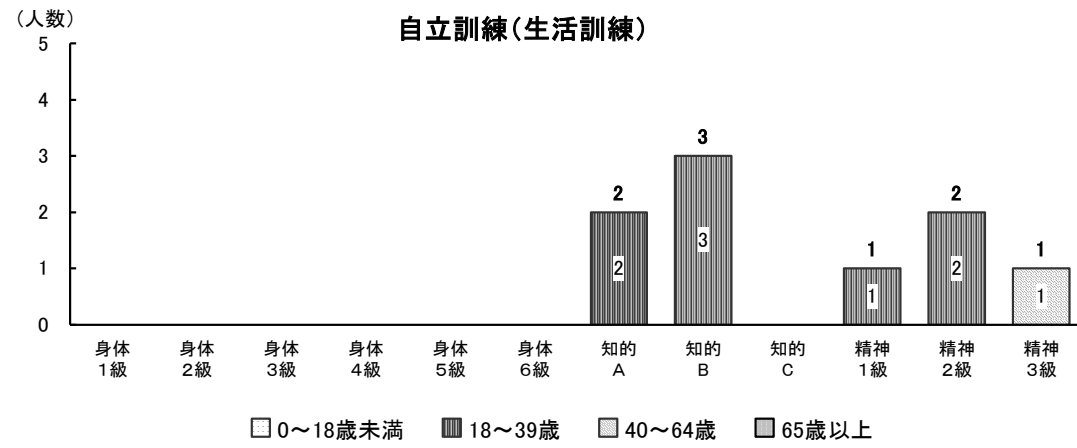
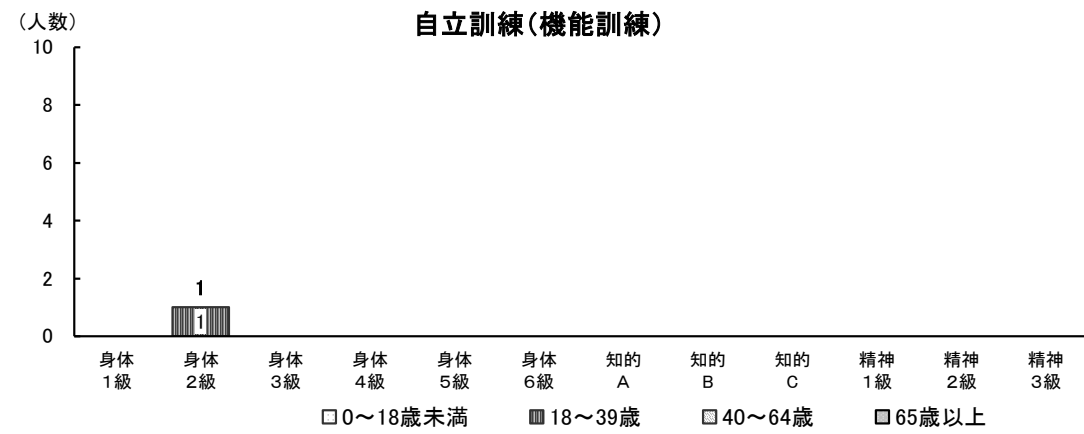
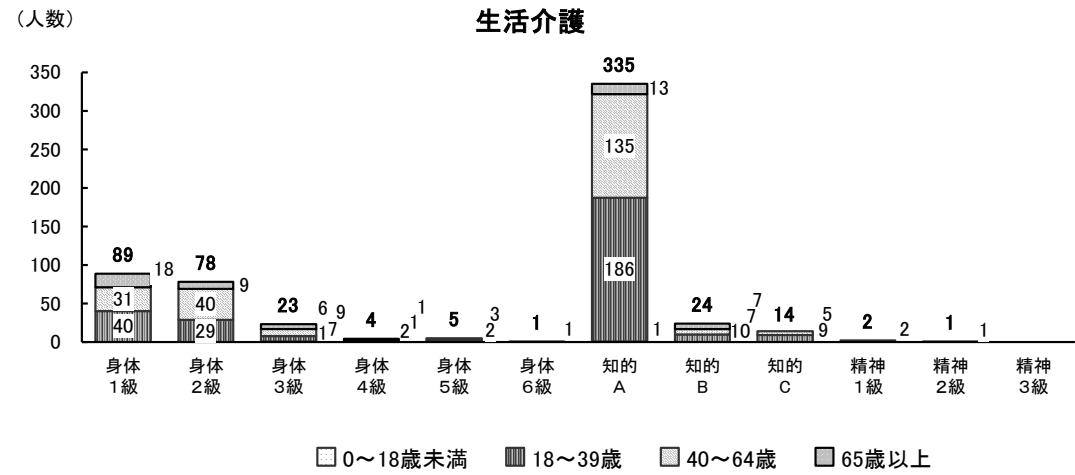
2 日中活動系サービス等

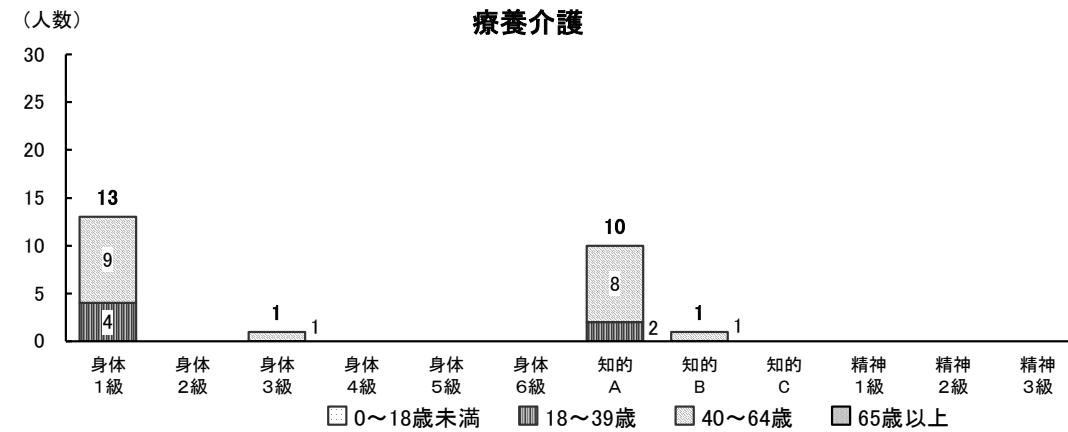
① 平成24年度・平成25年度の状況

区分	説明	単位	平成24年度					平成25年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	施設数 (定員)	支給決定者 支給日数	利用率
生活介護	常に介護を必要とする人が対象。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供する。	人	487	465	14 (683)	500	93.0	524	458	18 (692)	500	91.6
		延べ日数	9,412	8,370	—	10,675		9,955	8,448		10,754	
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。	人	4	4	0 (0)	5	80.0	4	1	0 (0)	3	33.3
		延べ日数	65	54	—	102		65	3		38	
自立訓練(生活訓練)		人	12	10	2 (30)	10	100.0	12	9	2 (26)	6	150.0
		延べ日数	252	158	—	217		252	125		123	
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人が対象。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	人	51	50	3 (54)	79	63.3	64	55	3 (61)	84	65.5
		延べ日数	918	899	—	1,796		1,152	830		1,859	
就労継続支援(A型)	一般企業などへの就労が困難な人が対象。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う。	人	46	57	3 (60)	65	87.7	59	108	6 (120)	131	82.4
		延べ日数	988	1,039	—	1,482		1,267	2,103		3,005	
就労継続支援(B型)		人	230	265	11 (314)	308	86.0	240	288	11 (314)	329	87.5
		延べ日数	3,902	4,537	—	6,894		4,077	5,027		7,370	
療養介護	医療と常に介護を必要とする人が対象。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行う。	人	3	16	1 (180)	16	100.0	3	15	1 (180)	15	100.0

② 実績の推移







③ 地域自立支援協議会の意見

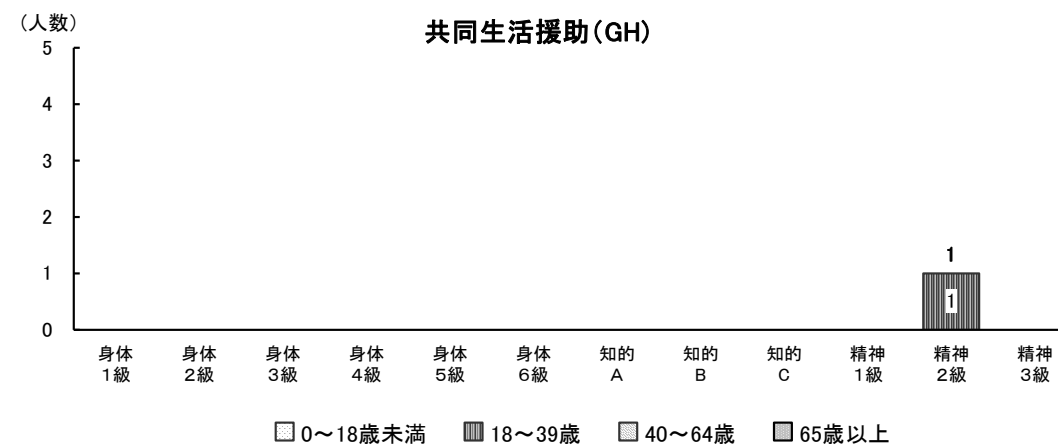
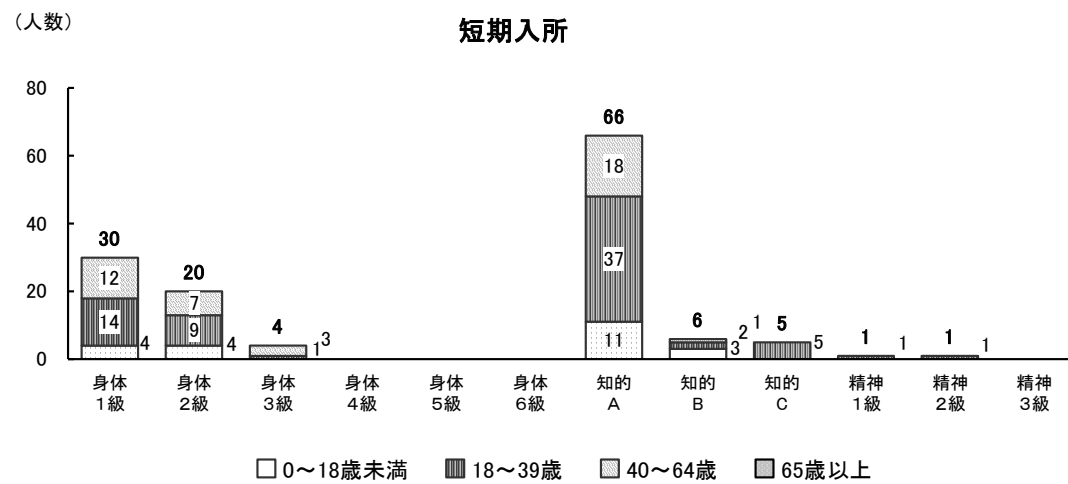
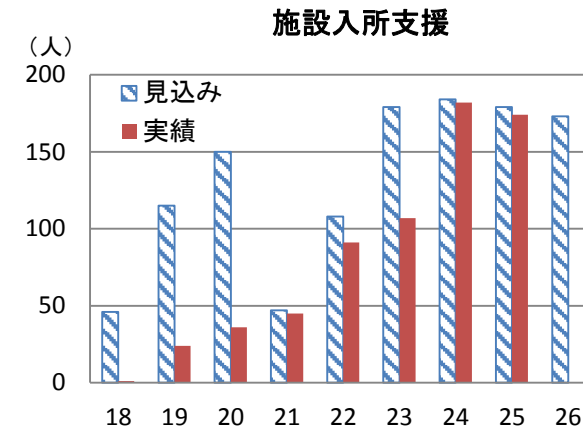
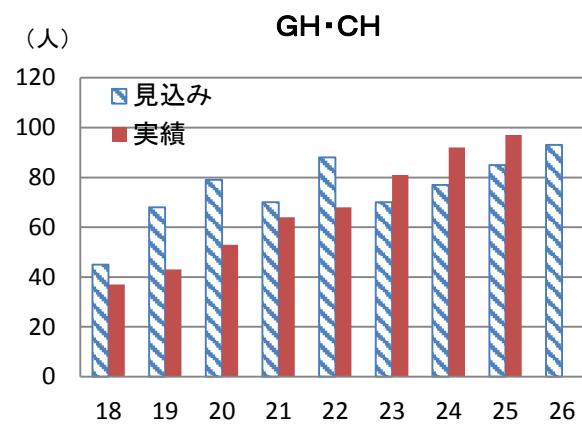
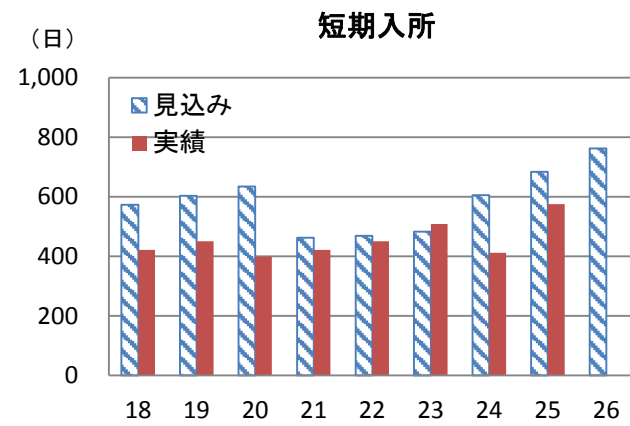
- 生活介護は事業所も増加傾向にあり、施設数（定員）は支給決定者数を上回っているため、サービス提供に余裕があるように見えるが、定員には施設入所者も含まれているため、在宅の障がい者が通所距離や障がいの種別に応じて、事業所を自由に選択できる状況ではない。
 - 就労継続支援A型の利用者及び施設数（定員）が前年の2倍に急増している。利用実績も見込み量を大きく上回っている。事業所ごとに就労支援や訓練内容に大きな違いがあり、利用者のニーズに合った就労支援や訓練が提供できていない事業所もみられる。障がい種別によっては、市内に事業所が少ないため、市外の事業所を利用している人もみられる。
 - 生活介護及び就労継続支援は、特別支援学校の学生にとっては、在学中から卒業後の進路先の候補となっている。事業所の所在地に地域的な偏りがあるため、利用者が事業所を自由に選択できる状況ではない。
 - 就労移行支援の利用者のうち実際に何人が就職できたか、どんな支援を行ったかを把握することで、サービスの効果が判断できる。
 - 実利用時間が9時から16時（もしくは15時）までの事業所が大半であり、朝・夕の空白時間が発生してしまい障がい者や家族が困っている状況がある。
- ・日中活動部会が実施した日中活動系サービス事業所アンケート調査結果から、日中活動系サービス事業所が特別支援学校の卒業生の進路先となっていること。なかでも特別支援学校卒業予定者数をみると、今後6年間で生活介護などが西部方面において39名不足することが予測されます。また医療的ケアが必要な人を受け入れる事業所が少ないことが分かる。

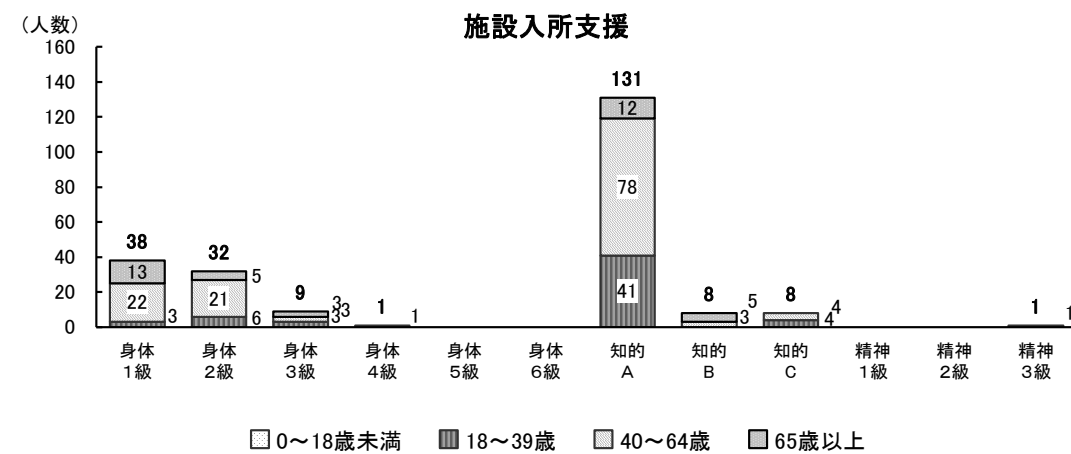
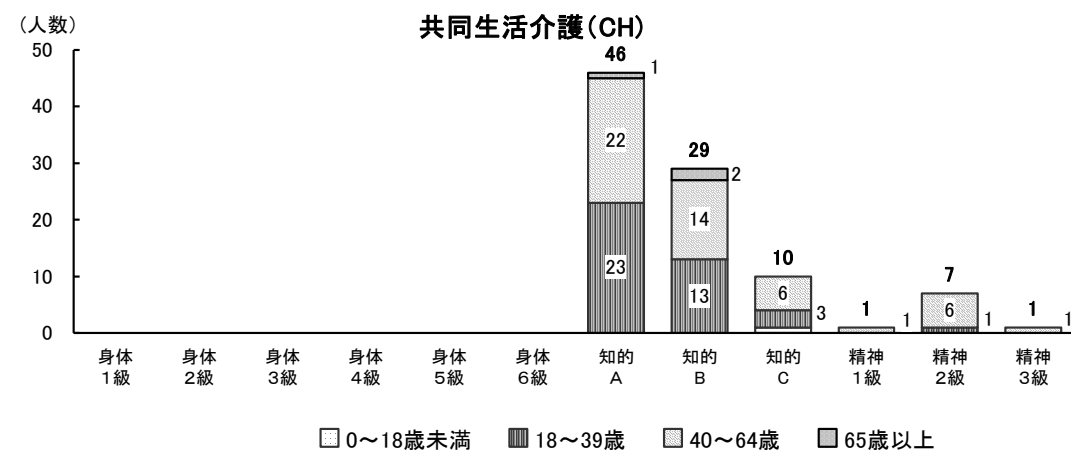
3 居住系サービス

① 平成24年度・平成25年度の状況

区分	説明	単位	平成24年度					平成25年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給日数	利用率
短期入所	介護者が病気などの理由により、施設への短期間の入所が必要な人が対象。夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行う。	人	101	103	11 (869)	501	20.6	114	130	11 (869)	473	27.5
		延べ日数	606	412	—	2,527		684	575	—	2,432	
共同生活援助・共同生活介護	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行う。	人	77	92	19 (92)	98	93.9	85	97	21 (100)	104	93.3
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。	人	184	182	8 (550)	191	95.3	179	174	7 (520)	179	97.2

② 実績の推移





③ 地域自立支援協議会の意見

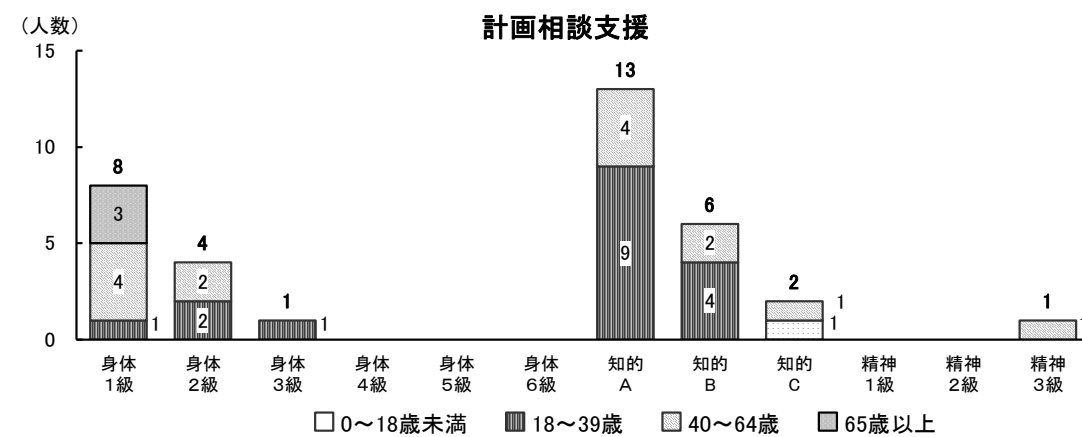
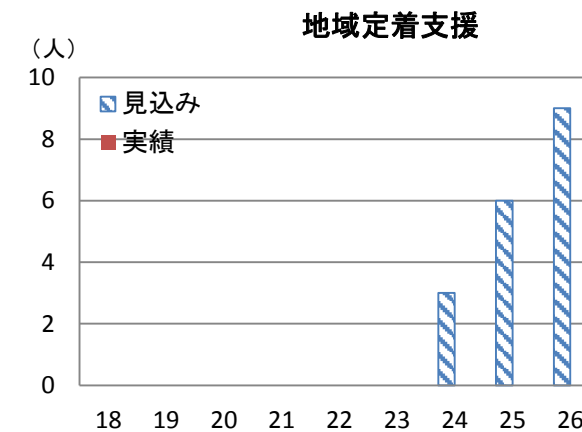
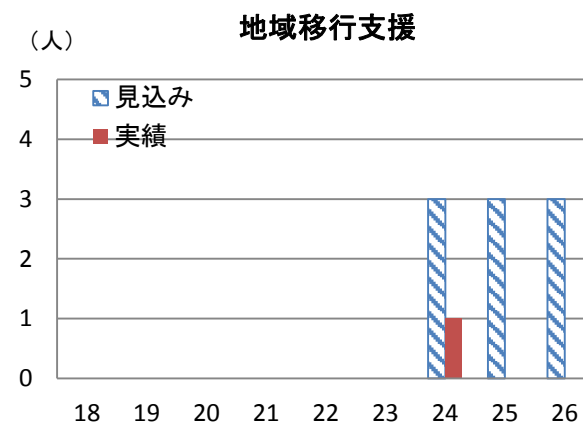
- ・短期入所は、家族が病気になった時に利用するつもりで支給決定を受けている人も多いと思われる。一方で、週末に利用したくても満員で利用できないなど、曜日によって利用状況が偏りやすい。支給決定を受けている人のなかで、本当に利用したい人が利用したい時に利用できる状況であるか調べる必要がある。
- ・短期入所の施設数（定員）に施設入所の空床利用分が含まれているため、本当の過不足数は分からない。
- ・グループホームの利用実績は年々増加しており、利用実績が見込み量を上回っている。精神障がい者は市外のグループホームを利用している場合が多い。支給決定を受けていない人でもグループホームに入所したい意向を持っている障がい者は多いため、住み慣れた市内で施設が整備されると良い。
- ・児童養護施設から特別支援学校に通学する学生が18歳になり児童養護施設を退所する際、住まいとしてグループホームを選択することがある。
- ・家族が高齢になるに従い、グループホームの利用意向が強くなる傾向にある。
- ・グループホームの整備がしやすいような建築・設備基準の緩和措置や財政的な支援が必要である。

4 相談支援

① 平成24年度・平成25年度の状況

区分	説明	単位	平成24年度					平成25年度				
			見込み量	実績	施設数	支給決定者	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者	利用率
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障がい福祉サービス等利用計画の作成、利用状況の検証及び障がい福祉サービス等利用計画の見直しを行う。	人	85	4	3	21	19.0	723	30	8	127	23.6
地域移行支援	主に施設に入所している人、入院している精神障がいのある人が対象。住居の確保や地域で生活するために必要な活動について相談を行う。	人	3	1	0	1	100.0	3	0	2	1	
地域定着支援	主に居宅で一人暮らしをする障がいのある人が対象。その人との連絡体制を確保し、その障がいによる緊急の事態などに相談を実施。	人	3	0	0	0		6	0	2	0	

② 実績の推移



② 地域自立支援協議会の意見

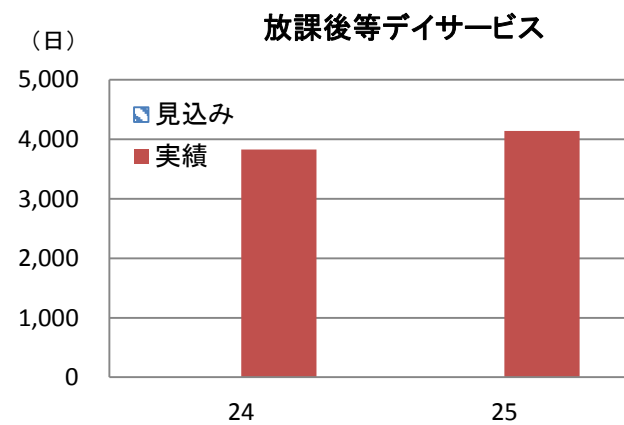
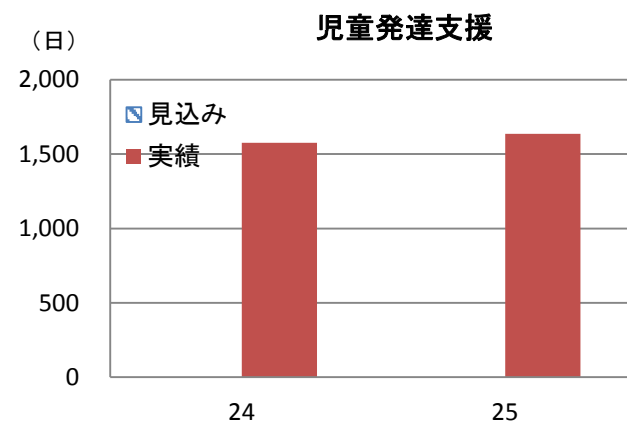
- ・計画相談支援は、利用実績が見込み量を著しく下回っており、その差をセルフプランで対応している。事業所数は前年より増加しているが、利用者が計画相談支援をサービスのひとつとして選択できる状況になっていない。
- ・計画相談支援の見込み量723人に対して、計画相談支援（127人）とセルフプラン（715人）を合わせ842人にサービス等利用計画が作成されている。7人中6人はセルフプランであるが、計画相談支援とセルフプラン双方にメリット・デメリットがある。
- ・単一サービス・単一事業所の利用者や障がい児のサービス利用者の場合は、計画相談支援よりもセルフプランを選択する場合もある。
- ・計画相談支援は、相談支援専門員によるモニタリングやサービス担当者会議などを通じて、利用者本人や家族がサービス利用の意向を表明する機会があり、利用者の生活課題をサービス事業所間で共有して、サービス提供できるメリットがある。
- ・計画相談支援の事業所数が不足する中で、施設入所者や単一サービス・単一事業所でサービスを利用している人が計画相談支援を利用し、一方で、複数のサービス調整が必要な人が計画相談支援の利用を待たされる状況があり、限りある計画相談支援の機会を効果的に利用する仕組みも必要である。
- ・計画相談支援では、相談支援専門員によるサービス調整の結果、利用者が利用したいサービスを提供できる事業所がなかったなど、サービスの利用意向と提供体制のギャップが分かる。
- ・計画相談支援とセルフプランのメリットとデメリットの説明を行ったうえで、利用者を選択してもらう必要がある。
- ・利用者が望んだ場合には、セルフプランを作成できるような支援も必要である。
- ・平成27年3月までにすべてのサービス利用者にサービス等利用計画を作成する取り組みが急務である。質の高い計画相談支援が、ひとつの個別給付として選択できる相談支援体制を段階的に整備する必要がある。
- ・地域移行支援や地域定着支援は、医療機関や障がい者生活支援センターが相談援助の中で実施している事例もある。

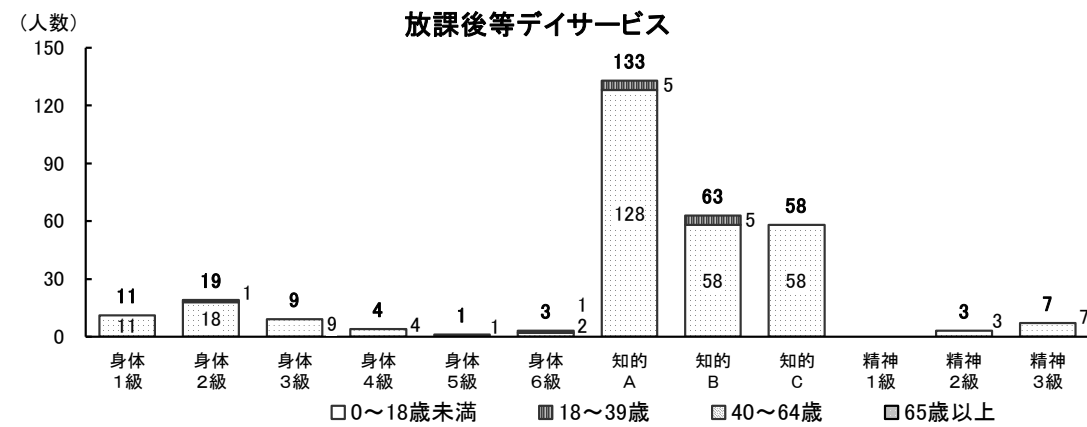
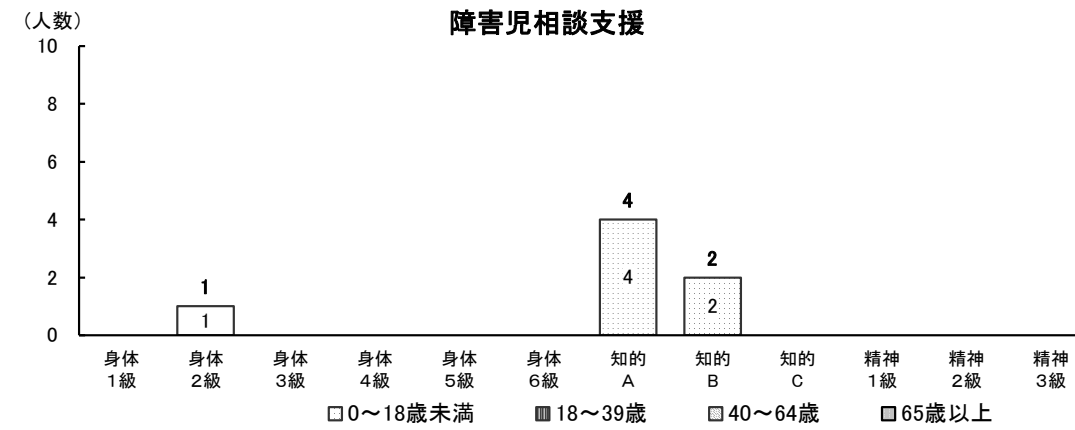
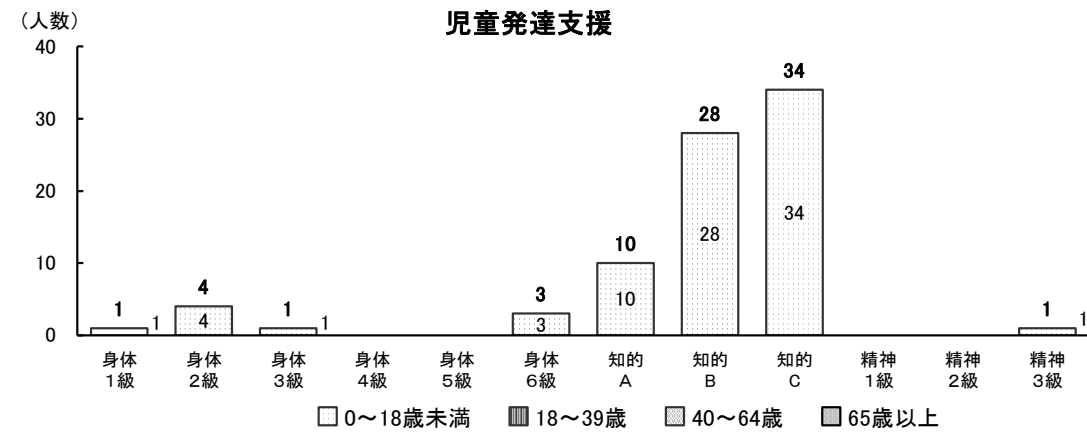
5 障がい児通所支援

① 平成24年度・平成25年度の状況

区分	説明	単位	平成24年度				平成25年度			
			実績	施設数 (定員)	支給決定者 支給日数	利用率	実績	施設数 (定員)	支給決定者 支給日数	利用率
児童発達支援	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。	人	209	20 (223)	289	72.3	234	21 (228)	309	75.5
		延べ日数	1,576	—	6,178		1,636		5,609	
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。	人	1	0	1	100.0	0	0	0	
		延べ日数	1	—	15		0	—	0	
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	人	280	23 (217)	358	78.2	285	23 (227)	429	66.4
		延べ日数	3,829	—	8,154		4,141	—	9,335	
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	人	0	0	0		0	1	0	
		延べ日数	0	—	0		0	—	0	
障害児相談支援	障がい児支援利用援助及び継続障がい児支援利用援助を行う。	人	0	2	0	0	6	6	13	46.2

② 実績の推移





③ 地域自立支援協議会の意見

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスの施設数は近隣市町村と比較して多い。利用率がそれぞれ児童発達支援 75.5%、放課後等デイサービス 66.4%となっているが、利用実績（3月分）が春休み期間であることが影響している可能性がある。また支給決定を受けた人のうち3割近くの人がサービスを利用していない要因が、施設数の不足なのか、その他に原因があるのか調査が必要である。
- ・保育所等訪問支援は利用実績がないが、障がい者生活支援センター（障がい児）が相談支援業務として、保育園や幼稚園などを訪問し、対応している場合がある。

6 地域生活支援事業

① 平成 24 年度・平成 25 年度の状況

1 障がい者相談支援事業		障がいのある人及びその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助などを行う。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
事業所数	4	4	4	5	
相談員数	9	9	9	12	
相談件数	8,083	6,249	8,808	7,803	

2 地域自立支援協議会		相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、地域の課題について情報を共有するとともに課題解決に向けて具体的に協議を行い、障がいのある人の生活を支援する。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
	実施回数	3		3	

3 住宅入居等支援事業		賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人が対象。入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通して障がいのある人の地域生活を支援する。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
		未実施		未実施	

4 成年後見制度利用支援事業		障がい福祉サービス等の利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障がいのある人が対象。市長が後見等の開始の審判請求を行うとともに、その費用を助成することにより、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある人の権利擁護を図る。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
		市長申立 1 件、報酬 2 件		市長申立 3 件、報酬 3 件	

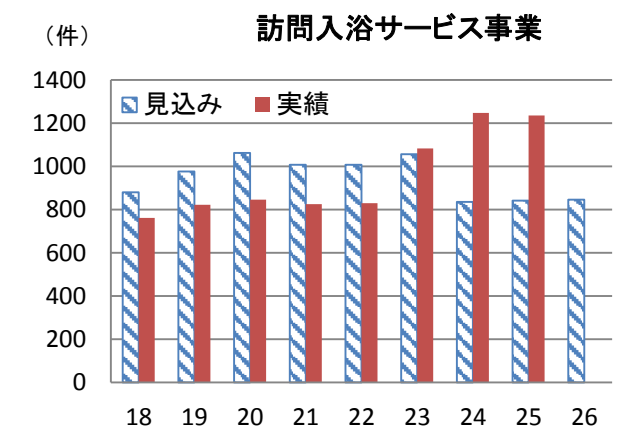
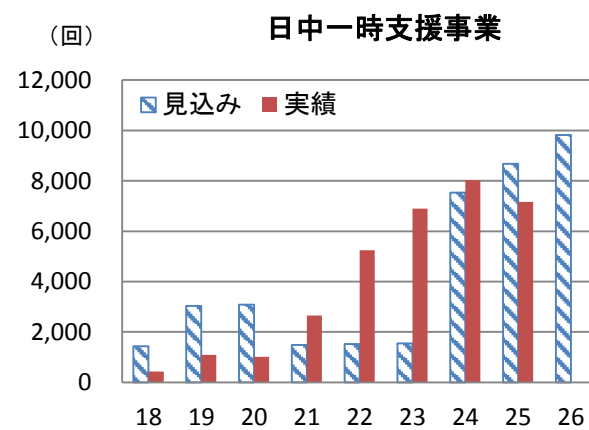
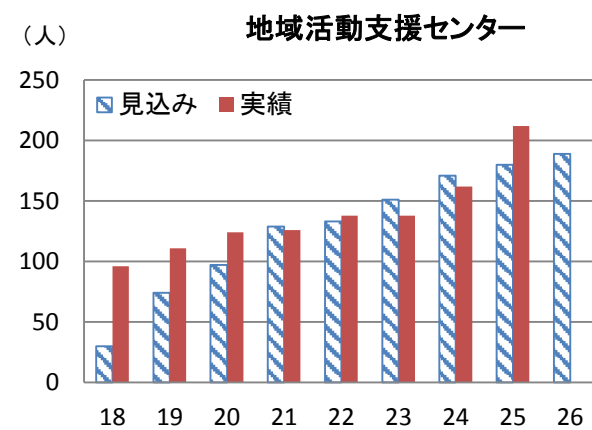
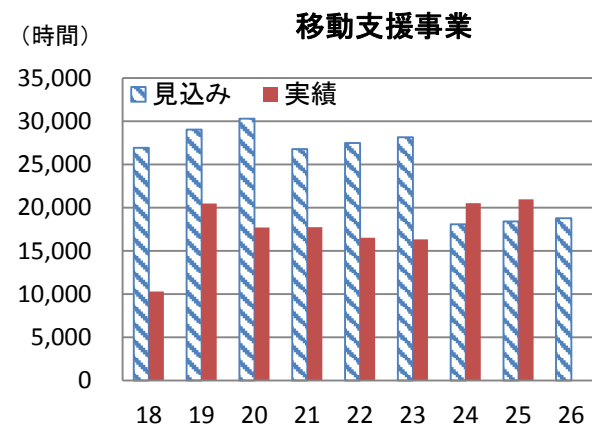
5 意思疎通支援事業		聴覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などが対象。手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、手話通訳を設置する。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
手話通訳者窓口設置者数	1	1	1	1	
手話通訳者派遣件数	372	470	377	562	
要約筆記者派遣件数	6	3	6	8	

6 日常生活用具給付等事業		障がいのある人などに対し、日常生活用具の給付や貸与をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。			
実績	平成 24 年度		平成 25 年度		
	見込み量	実績	見込み量	実績	
介護・訓練支援用具	16	15	16	22	
自立生活支援用具	46	56	48	45	
在宅療養等支援用具	52	38	54	39	
情報・意思疎通支援用具	47	24	49	38	
排泄管理支援用具	5,243	5,400	5,540	5,432	
居宅生活動作補助用具	14	7	14	11	
計	5,404	5,540	5,701	5,587	

区分	説明	単位	平成24年度				平成25年度					
			見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率	見込み量	実績	施設数	支給決定者 支給時間	利用率
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人などが対象。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援する。	人	258	282	46	478	59.0	263	292	44	495	59.0
		時間	18,060	20,512				18,410	20,956			
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通して、障がいのある人などに創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図る。	事業所数	市 17 他市 4	8 6	10(150)			市 19 他市 4		10(175)		
		人	市 156 他市 15	154 8				221	73.3			
日中一時支援事業	障がいのある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。	人	270	260	19(122)	375	69.3	311	265	17(114)	389	68.1
		回	7,536	8,033				8,680	7,160			
生活サポート事業	障がい程度区分の判定において非該当になった者に対し、居宅介護事業者などを居宅に派遣し、日常生活に関する支援や家事援助を行います。	人	1	0			0	1	0		0	0
		時間	15	0				15	0			
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人などの身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。	件	836	1,248	9	1,860	67.1	841	1,236	8	1,776	69.6
更生訓練費給付事業	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用している人などに更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	6	13	—	—	—	6	13	—	—	—
施設入所者就職支度金給付	自立訓練事業や就労移行支援事業を利用した人などで、就職などにより自立する人に対し、就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。	人	3	1	—	—	—	3	1	—	—	—
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人などに対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成することにより、就職その他の社会活動への参加を促進します。	免許	5	15	—	—	—	5	3	—	—	—
		改造	5	7	—	—	—	5	8	—	—	—

【見込み量】 その年度においてサービスを利用する人の実人数 【時間】 年間の合計利用時間 【件数】 年間の合計件数

② 実績の推移



③ 地域自立支援協議会の意見

- ・成年後見制度利用支援事業は、利用実績が増加している一方で、利用要件に該当しないため利用したくても利用できない人も少なくないという指摘がある。
- ・手話通訳者派遣事業は、利用実績が見込み量を大きく上回り、前年も増加傾向にあり、支援が必要な人に制度の周知が図られているようだ。
- ・移動支援は、利用実績が見込み量を上回り、前年も増加傾向にあるが、土日・祝日などは利用者が集中するのか、利用したいときに利用できない場合がある。
- ・移動支援の対象者が、視覚障がい者（1・2級）、体幹もしくは下肢機能障がい（1種1級）であることから、それ以外の障がいの状況で外出困難な障がい者に対する社会参加のための支援が課題である。
- ・地域活動支援センターの活動内容は事業所により大きく異なる。また、市外の事業所を利用している人もおり、利用者が身近な場所で、事業所を選択できる状況ではない。
- ・相談機能を有した地域活動支援センターが市内にないため、身近な場所で相談できるような場所が必要である。

7 その他(全体)

地域自立支援協議会の意見

- ・見込み量、利用実績、施設数（定員）、支給決定者数、利用率など数字で表れていない利用意向や利用状況、障がい者のニーズを何らかの方法で把握して示すことができれば、サービス提供体制の評価や今後整備すべき優先順位を検討する上で有益である。
- ・グループホームや行動援護の人員・設備基準などの緩和、利用者の安全・安心をどのように確保していくか、難しい課題がある。
- ・ケアマネジメント手法を用いた計画相談支援が、障がい者の自立支援にどれだけ効果を発揮するか検証することも必要である。
- ・限りある社会資源を効果的に活用できるサービス調整も検討する必要がある。
- ・サービスを必要とする人に、サービスを届ける体制から良質なサービス・相談支援の体制を段階的に構築していくために、地域自立支援協議会で課題を分析して、施策に反映できるよう提案していくことが重要である。